

## 広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金（以下「補助金」という。）は予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、広島県内企業が、大学等研究機関や他企業等と連携して、又は単独で行う独自性のある技術・製品開発から事業開発までを一貫支援し、将来の環境・エネルギー産業を牽引する事業を創出するとともに、国内外から企業や研究所等の参入を促し、本県における環境・エネルギー産業の集積を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者

民間企業又は事業を営む個人をいう。

(2) 代表事業者

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）において、開発及び事業化の中核を担う者で、補助金の交付の対象となる事業者をいう。

(3) 大学等研究機関

大学、短期大学及び高等専門学校又は国公立試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関をいう。ただし、日本国外の大学、研究機関その他これに類する機関等（以下この号において「機関等」という。）においては、その機関等が所在する国又は地域の制度において定められている機関等をいう。

(4) 開発グループ

代表事業者と、事業者又は大学等研究機関が連携して補助事業において開発及び事業化を行うために構成される組織をいう。

### (補助事業)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる環境・エネルギー分野への新規参入や、当該分野での新たな製品化・サービス化を目的とする研究開発や事業開発（通常の生産活動を除く。）とする。

(1) 環境汚染防止に関する分野

(2) 地球温暖化対策に関する分野

(3) 廃棄物処理・資源有効利用に関する分野

(4) 自然環境保全に関する分野

### (補助事業の区分及び補助対象経費等)

第5条 補助事業の区分、補助限度額、補助率及び補助の要件は別表第1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2のとおりと

する。

- 3 補助事業の実施期間は、交付決定の日から当該交付決定の日の属する県の会計年度の3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 代表事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書に別表第3(1)に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、当該補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、補助金交付決定通知を代表事業者に送付するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の配分の変更(別表第4に掲げる軽微な変更を除く。)をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること
- (2) 補助事業の内容の変更(別表第4に掲げる軽微な変更を除く。)をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合においては、前号と同様に知事の承認を受けること
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること

(実績報告等)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第3号によるものとし、代表事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別表第3(2)に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第13条の規定により知事が交付すべき補助金の額を確定し、代表事業者に通知した後に交付する。

- 2 前項の通知を受けた代表事業者は、別記様式第4号により知事に補助金を請求するものとする。

(補助金に係る経理)

第11条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産(以下「取得財産等」と

いう。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、別記様式第5号による取得財産等管理台帳を備え管理するとともに、第9条に規定する報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第13条 取得財産等のうち、規則第22条第2号及び第3号に規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上(税抜)の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条第1項ただし書きの規定に基づき知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定めるとおりとする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第6号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項に係る承認をした場合において、補助事業者に当該承認に係る財産を処分したことによる収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。ただし、補助対象事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産等を転用する場合は、あらかじめ別記様式第7号による承認申請書を知事に提出し、その承認を受けたときは、納付を免除する。

5 知事は、前項ただし書きの規定による承認申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助対象事業の成果が活用されるものと認めるときには、転用を承認し、当該補助事業者に通知するものとする。

6 知事は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

#### (事業化の報告)

第14条 代表事業者は、補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間、県の会計年度の終了後30日以内に過去1年間の事業状況について、別記様式第8号により知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項のほか、代表事業者に対し、必要に応じて事業状況について報告を求めることができる。

#### (産業財産権等に関する届出)

第15条 代表事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等(特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等)を、補助事業の交付決定のあった県の会計年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該県の会計年度の終了後30日以内に別記様式第9号による届出書を知事に提出しなければならない。

#### (成果の公表)

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に成果を発表させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助事業について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月12日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表第1（第5条第1項関係）

	産学連携型	海外展開型	企業単独型
補助区分	代表事業者及び大学等研究機関を含む2者以上の者が連携して行う研究・開発事業	代表事業者が海外での事業展開を前提として行う研究・開発事業	代表事業者が自社単独で行う研究・開発事業
補助限度額	上限：700万円	上限：400万円	上限：300万円
補助率	2/3以内	1/2以内	1/2以内
補助の要件	(1) 開発グループをあらかじめ構成すること (2) 代表事業者又は開発グループの事業者のうち、少なくとも1社は、広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有すること	代表事業者は広島県内に事業所（本社、開発拠点等）を有すること	

別表第2（第5条第2項関係）

経費区分	経費内容及び留意事項
試作・試験費	(1) 本開発に係る目的物を試作する場合の原材料、部品等の購入に要する経費 (2) 本開発に係る目的物の試作、原材料の加工、試料の製造、組立、設計、プログラム開発、試験・分析等の外注委託に要する経費 (3) 本開発に必要な試験、分析等を行うための材料、試薬品等の購入に要する経費
機械装置・工具器具費	本開発に必要な、 (1) 機械装置の購入、据付に要する経費 (2) 機械装置の借用、リースに要する経費 (3) 既存の機械装置の改良に要する経費 (4) 工具器具の購入に要する経費
研究連携費	本開発に係る課題の解決のため、大学等研究機関と共同で研究開発を行う場合に要する経費（産学連携型のみ対象）
技術指導費	本開発に係る専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・相談を受けた場合に要する謝金等の経費
調査等委託費	本開発の遂行に必要な調査等の委託に要する経費
直接人件費	本開発に直接関与する者（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の直接作業時間に対する人件費 ただし、補助対象経費の総額の3分の1を超えない額を上限とする
海外旅費	本開発に係る海外での事業展開を目的とした、必要不可欠な海外渡航及び宿泊等に要する経費（海外展開型のみ対象） ただし、海外旅費及び通訳・翻訳費並びに輸送費の合計額が、補助対象経費の総

	額の3分の1を超えない額を上限とする。
通訳・翻訳費	本開発に係る海外での事業展開に必要な、通訳及び翻訳を依頼する場合に支払われる経費（海外展開型のみ対象） ただし、海外旅費及び通訳・翻訳費並びに輸送費の合計額が、補助対象経費の総額の3分の1を超えない額を上限とする。
輸送費	本開発に係る海外での事業展開を目的とした、本事業に必要な不可欠な開発製品の輸出に要する経費（海外展開型のみ対象） ただし、海外旅費及び通訳・翻訳費並びに輸送費の合計額が、補助対象経費の総額の3分の1を超えない額を上限とする。
諸経費	(1) 特許取得費（日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）を除く） (2) 本開発を行うために直接必要な、 ア 資料購入費（図書、参考文献、資料等を調達するための経費） イ 法定検査・検定料等に必要経費 (3) その他知事が特に必要と認める経費

別表第3（第6条、第9条関係）

(1) 交付申請書添付書類	ア 補助事業計画書及び事業収支計画書（様式第1号別紙） イ 代表事業者の直近2期分の決算書 ウ 代表事業者又は開発グループ内の事業者が広島県内に事業所を有することを示す書類 エ 直接人件費に関する書類 オ パートナーシップ構築宣言に係る宣言書の写し（代表事業者がパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されている場合のみ。）
(2) 実績報告書添付書類	ア 補助事業実績書（様式第3号別紙） イ 支出証拠書類（発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し） ウ その他知事が必要と認める書類

別表第4（第8条関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	(1) 補助事業に要する経費全体の20パーセント以内の減少となる変更をする場合 (2) 別表第2に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費を流用する場合
事業の内容の変更	補助事業の目的達成に支障を来たすおそれのない、事業計画書の細部の変更をする場合

令和 年 月 日

広島県知事様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付申請書

広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 事業対象区分（いずれかにチェック）  
産学連携型                      海外展開型                      企業単独型

- 2 補助事業の目的及び内容  
別紙1「補助事業計画書」及び別紙2「事業収支計画書」のとおり

- 3 補助事業に要する経費、補助金交付申請額

	区分	金額
(1)	補助事業に要する経費	円
(2)	補助対象経費	円
(3)	補助金交付申請額	円

- 4 添付書類

- (1) 補助事業計画書（別紙1）及び事業収支計画書（別紙2）  
(2) 決算報告書（直近2期分）（代表事業者）  
(3) 代表事業者又は開発グループ内の事業者が広島県内に事業所を有することを示す書類  
(4) 直接人件費に関する書類  
(5) パートナリシップ構築宣言に係る宣言書の写し  
（代表事業者がパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されている場合のみ。）

(注1) 補助対象経費＝補助事業に要する経費－消費税等の仕入控除税額

(注2) 補助金交付申請額は、千円未満の端数金額を切り捨てること

## 補助事業計画書

### 1 申請者の概要 (補助金の交付先となる代表事業者を記入)

フリガナ		創業・設立	年 月創業・設立
名称			
本社所在地	〒	資本金	千円
		従業員数	人
業種			
担当者	役職：	氏名：	電話番号：
	メールアドレス：		
売上構成	主な製品・サービス	年間売上高	うち海外売上高

### 2 補助金・助成金の受給歴等

#### (1) 当該補助金の受給歴

年度	申請テーマ	助成金額 (円)	本事業との関連	本事業との相違点 (関連無の場合)
			有・無	
			有・無	
			有・無	

#### (2) 国や県等の他の補助金・助成金の受給歴 (過去5年間)

年度	申請先	申請テーマ	助成金額 (円)	本事業との関連
				有・無
				有・無
				有・無

#### (3) 国や県等の他の補助金・助成金への申請状況 (今年度)

申請先	申請テーマ	助成金額 (円)	採否決定 予定時期	採否後の 選択※

※ 本申請と同一又は類似の開発テーマについては、両方採択された場合、環境・エネルギー産業集積促進補助金を活用：「×」、他補助金を活用：「○」を記載してください。

### 3 開発事業の概要

#### 1 概略

(1) テーマ名								
(2) 該当分野（様式第10号（第4条関係）から選択）								
A 環境汚染防止 B 地球温暖化対策 C 廃棄物処理・資源有効利用 D 自然環境保全 分野番号：                      (小分類：                      )								
(3) 事業コンセプト								
(4) ビジネスモデルの概略								
<table border="1"><thead><tr><th>①誰に</th><th>②何を</th><th>③どのように</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			①誰に	②何を	③どのように			
①誰に	②何を	③どのように						
④独自性								
(5) ビジネスモデルを実現する能力								

(注) 「3 開発事業の概要 1 概略」は、1 ページ以内とすること

## 2 事業化計画

(1) ターゲット					
(2) 市場規模					
(3) 競合状況					
(4) 売上目論見					
<数値目標>					
	年度	年度	年度	年度	年度
売上額					
<算出根拠>					
<販売戦略>					

(注) 「3 開発事業の概要 2 事業化計画」は図や表を用いて記入しても構わない

(5) 事業化にあたっての課題及び解決策（市場へのアプローチや販路開拓等についても記入）
(6) 事業のロードマップ
(7) 広島県経済への効果について
(8) 補助事業実施期間における本開発に係る海外展開の対象国、実施体制及び計画（海外展開型のみ記載）

### 3 開発計画

(1) 最終製品・サービスの特徴
(2) 開発の全体工程と本補助事業を活用する工程
(3) これまでの開発状況と課題



(6) 役割分担等				
代表事業者の役割				
連携先（大学や研究機関、他企業等）の役割（企業単独型の場合は記入省略、海外展開型の場合は国内で開発グループを構成する場合のみ記載）				
連携により生まれる効果（企業単独型の場合は記入省略、海外展開型の場合は国内で開発グループを構成する場合のみ記載）				
(7) 開発グループの体制				
区分	所属名	職名	氏名	役割・担当
代表事業者				
事業者				
大学等 研究機関				

#### 4 その他

パートナーシップ構築宣言（加点項目）

代表事業者が「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) において、本補助金申請時点で宣言し掲載されているか。（はい・いいえ）

事業収支計画書

(1) 補助事業収支明細書

(単位：円)

経費区分	補助事業に要する経費（上段）				補助金交付 申請額
	補助対象経費（下段）				
				合計	
試作・試験費					
機械装置・ 工具器具費					
研究連携費					
技術指導費					
調査等委託費					
直接人件費					
海外旅費					
通訳・翻訳費					
輸送費					
諸経費					
合計					

(資金調達内訳)

区分				合計
自己資金				
借入金				
補助金				
その他				
合計 (補助事業に要する経費)				

資金支出内訳

名称

区分	経費	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金交付 申請額 (円)	備考
試作・ 試験費									/	
	小計									
機械装置・ 器具費									/	
	小計									
研究 連携費									/	
	小計									
技術 指導費									/	
	小計									
調査等 委託費									/	
	小計									
直接 人件費									/	
	小計									
海外 旅費									/	
	小計									

区分	経費種別	仕様	単位	数量	単価(円)	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	補助金交付申請額(円)	備考
通 訊 ・ 翻 訳 費								/	
	小 計								
輸 送 費								/	
	小 計								
諸 経 費								/	
	小 計								
合 計									

(注1) 補助事業に係る事業者ごとに作成すること

(注2) 補助金交付申請額は経費区分ごとの小計額に補助率を乗じ、千円未満切捨てすること

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る  
補助事業変更（中止又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり  
変更（中止又は廃止）したいので、広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第8条の規  
定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止、廃止）の内容
- 2 変更（中止、廃止）の理由
- 3 変更（中止、廃止）の時期
- 4 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧対比）

	旧	新	差額
補助事業に要する経費			
補助対象経費			
補助金			

- 5 同上の算出基礎

注) 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の年月日、その時点における事業内容及び収支実績  
を記載すること

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る  
補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業が完了したので、広島  
県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額及び精算額

補助金交付決定額	金	円
補助金の精算額	金	円

2 補助事業の完了年月日

3 補助事業の実績

別紙「事業実績報告書」のとおり

（添付書類）

- 事業実績報告書（様式第3号別紙）
- 支出証拠書類（発注書、契約書、納品書、請求書、領収書等の写し）
- その他知事が必要と認める書類

事業実績報告書(令和 年度)

1 補助事業の実績

(1) テーマ名					
(2) 補助事業の実施期間					
開始：令和 年 月 日			／終了：令和 年 月 日		
(3) 補助事業の実施状況					
(4) 今後の開発、事業化に向けた課題と計画					
(5) 事業化目標年度と5年後の売上目標					
	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
目標売上額					
事業化目標年度					

2 収支決算書

(1) 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先
自己資金		
借入金		
補助金		広島県
合計		

(2) 支出

(単位：円)

経費区分	補助事業に要した経費（上段）			補助金額
	補助対象経費（下段）			
			合計	
試作・試験費				
機械装置・ 工具器具費				
研究連携費				
技術指導費				
調査等委託費				
直接人件費				
海外旅費				
通訳・翻訳費				
輸送費				
諸経費				
合計				

(注) 補助事業に要した経費 — 消費税等仕入控除税額 = 補助対象経費

3 資金支出内訳

名称

区分	経費	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要した経費 (円)	補助対象 費 (円)	補助金額 (円)	備考
試作・試験費									/	
			小計							
機械装置・ 工具器具費									/	
			小計							
研究連携費									/	
			小計							
技術指導費									/	
			小計							
調査等委託費									/	
			小計							
直接人件費									/	
			小計							
海外旅費									/	
			小計							

区分	経費	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要した経費 (円)	補助対象 経費 (円)	補助金額 (円)	備考
通訳・ 翻訳費									/	
	小 計									
輸送費									/	
	小 計									
諸経費									/	
	小 計									
合 計										

(注1) 事業者ごとに作成し、補助対象経費としたものは、契約書、領収書等の支出証拠書類の写しを添付すること（備考欄に添付番号を記入すること）

(注2) 補助金交付申請額は経費区分ごとの小計額に補助率を乗じ、千円未満切捨てすること

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け指令 第 号で補助金の額の確定通知を受けたので、広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり精算払を請求します。

記

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

2 振込先

金融機関名	
支 店 名	
預金の種別	
口座番号	
口座名義	(カナ: _____)

取得財産等管理台帳（令和 年度）

（単位：円）

財産名	規格	数量	取得価額 単 価	取得価額	取得年月日	耐用 年 数	保管 場所	備考

（注1） 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の財産とする。

（注2） 取得財産等には識別できる表示をするとともに、写真を添付すること

（注3） 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること

（注4） 取得年月日は、検収年月日を記載すること

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る  
財産処分承認申請書

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る取得財産等を処分したいので、  
広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり  
申請します。

記

- 1 取得財産名及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の理由
- 4 処分の方法及び時期
- 5 処分により得る収入の見込み額

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するための財産処分承認申請書

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る取得財産等を処分したいので、広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第13条第4項ただし書きの規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産名、取得年月日、取得価格及び時価  
別紙「取得財産等処分承認申請内容説明書」のとおり
- 2 処分の理由  
補助事業等の成果を活用して実施する事業に転用するため
- 3 処分の方法  
転用
- 4 処分の時期

取得財産等処分承認申請内容説明書

1 処分する取得財産等について

財産名	規格	数量	取得価額 (円、税抜)	取得年月日	保管場所 (転用前)	補助金額 (円)

2 取得財産等の用途について

取得財産等を活用して行う事業及び転用の詳細と補助事業の成果との関連は以下のとおり。

事業名	
事業の内容	
転用用途	① 取得財産等のこれまでの使用目的と使用用途  ② 取得財産等の転用後の使用目的と使用用途  ③ 補助事業の成果との関連性

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る事業化状況報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業について、広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第14条の規定に基づき、令和 年度の事業化状況を下記のとおり報告します。

1 補助事業の開発・事業化状況

--

2 補助事業の売上状況

(直近期売上額) :
------------

3 取得財産等の保管状況及び転用に係る取得財産等の利用状況

--

4 その他重要な事項

--

令和 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号  
住 所  
企業名  
代表者（職氏名）  
担当者（職氏名）  
電話番号  
メールアドレス

令和 年度広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金に係る  
産業財産権等の取得等届出書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業の産業財産権等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権等）の出願（取得、譲渡、実施権の設定）について、広島県環境・エネルギー産業集積促進補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の内容
- 2 産業財産権の種類及び出願・登録番号等
- 3 内容（出願、取得、譲渡、実施権の設定）及び出願等年月日
- 4 相手方及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

環境・エネルギー分野一覧表

分野	中分類	小分類	分野番号
A 環境汚染防止	a 大気汚染防止	11 大気汚染防止用装置・施設	A-a-11
	a 下水、排水処理	21 下水、排水処理用装置・施設	A-a-21
		22 下水、排水処理サービス	A-a-22
	a 土壌、水質浄化	31 土壌、水質浄化用装置・施設	A-a-31
		32 土壌、水質浄化サービス	A-a-32
	a 騒音、振動防止	41 騒音、振動防止用装置・施設	A-a-41
	a 環境経営支援	51 環境測定、分析、監視用装置	A-a-51
		52 環境測定、分析、監視サービス	A-a-52
		53 環境コンサルティング	A-a-53
	a 化学物質汚染防止	61 汚染物質不使用製品	A-a-61
B 地球温暖化対策	b クリーンエネルギー利用	11 再生可能エネルギー発電システム	B-b-11
		12 再生可能エネルギー売電	B-b-12
		13 再生可能エネルギー設備管理	B-b-13
		14 エネルギー貯蔵設備	B-b-14
	b 省エネルギー化	21 省エネルギー建築	B-b-21
		22 省エネルギー電化製品	B-b-22
		23 省エネルギー型ユーティリティ機器	B-b-23
		24 省エネルギー型ユーティリティサービス	B-b-24
		25 省エネルギー輸送機関・輸送サービス	B-b-25
	b 自動車の低燃費化	31 エコカー	B-b-31
		32 エコドライブ支援機器	B-b-32
	b 排出権取引	41 排出権取引	B-b-41
	C 廃棄物処理・資源有効利用	c 廃棄物処理、リサイクル	11 廃棄物処理・リサイクル設備
12 廃棄物処理・リサイクルサービス			C-c-12
c 資源、機器の有効利用		21 リサイクル素材	C-c-21
		22 資源有効利用製品	C-c-22
		23 リフォーム、リペア	C-c-23
		24 リース、レンタル	C-c-24
c 長寿命化		31 長寿命建築	C-c-31

D 自然環境保全	d 緑化・水辺再生	11 緑化、水辺再生工事	D-d-11
	d 水資源利用	21 節水型設備	D-d-21
		22 雨水利用設備	D-d-22
		23 上水道	D-d-23
	d 持続可能な農林水産業	31 持続可能な農林水産業	D-d-31
	d 環境保護意識向上	41 エコツーリズム	D-d-41
		42 環境教育	D-d-42

出典：「令和6年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書」（環境省）